別紙様式第四号第2の4の表を次のように改める。

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額							新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額															
新株の発行	××			××			××								××
剰余金の配当				△××			△××								△××
当期純利益					××		××								××
自己株式の処分						××	××								××
・・・・・・															
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

別紙様式第九号1⑵〔株式会社商工組合中央金庫の状況について記載する場合〕の表記載上の注意7並びに〔企業集団の状況について記載する場合〕イの表記載上の注意5及びロの表記載上の注意7中「ㄷ⑨」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

2　この命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（次項において「新規則」という。）別紙様式第一号及び別紙様式第三号は、平成二十六年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

3　新規則別紙様式第二号、別紙様式第四号及び別紙様式第九号は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○内閣府・厚生労働省令第三号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十六条の規定に基づき、厚生労働省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令

国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第七条の国家戦略特別区域会議が、法第八条第二項第二号に規定する特定事業として、歴史的建築物利用宿泊事業（法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域において、次の各号のいずれにも該当する事業であって旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業に該当するものをいう。）を定めた区域計画（法第八条第一項に規定する区域計画をいう。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号）第二条に規定する厚生労働省令で定める施設は、旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）第五条第一項に規定する施設のほか、当該歴史的建築物利用宿泊事業の用に供する施設とし、旅館業法施行令第二条に規定する厚生労働省令で定める特例は、旅館業法施行規則第五条第二項及び第三項に規定するもののほか、旅館業法施行令第一条第一項第四号及び同条第二項第四号に定める基準について、当該歴史的建築物利用宿泊事業の用に供する施設に対して適用しないこととすることができる。

一　歴史上価値の高い建築物又は周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものを構成している建築物であって条例で定めるものに人を宿泊させる事業であること。

二　宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

三　事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

附　則

この命令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○内閣府・厚生労働省令第四号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第四十一条第一項及び同法第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第一項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　田村　憲久

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号1⑵の表記載上の注意4．、別紙様式第三号の表記載上の注意12．、別紙様式第五号1⑵の表記載上の注意4．及び別紙様式第七号の表記載上の注意12．中「ㄷ⑨」を削る。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可